超重症心身障害児短期入所等促進事業について

2012年2月8日 作成済生会川口総合病院小児科

この事業は、在宅で人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障害児(在宅の超重症心身障害児)を介護する家族の、精神的・肉体的負担の軽減を図るためのものです。

在宅の超重症心身障害児に対する公的な施策としては、健康保険を用いる医療としての施策と、福祉としての施策の二通りがあります。ここにお示しする超重症心身障害児短期入所等促進事業は福祉の立場から提供するものに相当するため、他の施策と同様にある一定の自己負担が生じます。

在宅の超重症心身障害児の診療を行う多くの施設では、そのこどもを介護する家族の精神的・肉体的負担の軽減を図る目的で、しばしば入院の形で数日のあいだお子さんをお預かりする(いわゆるレスパイト)ということが行われています。しかし、これは公的な立場からは医療の範囲から逸脱した行為に相当します。

そのため、埼玉県では全国に先駆けてこのような在宅の超重症心身障害児を介護する家族のための事業を平成21年度から始めています。当院小児科では、埼玉県からの委託を受けてこの事業を運営しています。

済生会川口総合病院小児科では、事業を行うにあたり家族の方にいくつかのお願いをしています。一つは、あくまで小児科の病棟に余裕のある時期に受け入れを行うものであるため、家族の方のご希望に添えない時期もあることです。もう一つは、これまで当院での診療歴が全くない初診のお子さんを受け入れることが前提のため、お子さんの平生の状態を把握するために多くの書類を作成していただき、受け入れの前にご自宅を訪問させて頂くことです。以上のことから、事業利用のご希望を頂いてから実際にお預かりするまでには2~3ヶ月を要することになり、事前に訪問をさせて頂く関係から遠隔地にお住まいの方のご利用希望にはお答えできないのが現状です。さらに、事前訪問にうかがう場合には複数の病院スタッフがそれなりの時間をかけなければならず、一般に言う往診に相当する費用負担が発生する可能性があります。

平成24年度からは、利用開始までの時間を短縮する目的で「利用希望者の事前登録制」を試みることにいたしました。この事業の利用をお考えの方は、以下の部署にお問い合わせください。また、ご利用に際して必要となる書類の一部をインターネットを使ってダウンロードできるようにしてあります。お問い合わせの際のご参考にして頂ければ幸いです。

お問い合わせ

済生会川口総合病院 医療福祉サービス部 医療福祉事業課

TEL: 048-253-1551 (代表) 平日9:00~17:00

E-MAIL: kawaguchi@saiseikai.gr.jp